

(証券コード8066)  
2014年5月29日

株主各位

福井市豊島一丁目3番1号  
**三谷商事株式会社**  
代表取締役社長 三谷 聡

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2014年6月12日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2014年6月13日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井市豊島一丁目3番1号 三谷ビル11階会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第97期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第97期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitani-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過およびその成果

#### 一般的な事業の概況

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は4,607億87百万円（前期比9.4%増）となりました。建設資材や石油製品の販売数量が増えたことや、情報システム関連事業の売上高が増えたことなどにより売上高は増加いたしました。

営業利益につきましては、売上高の増加により売上総利益が増えたことや、風力発電事業で新しく第2期工事の8基が稼働したこと、またゴンドラ事業の受注増などにより154億60百万円（前期比26.0%増）となり、経常利益は165億38百万円（前期比20.3%増）となりました。

特別損益におきましては、特別利益として96百万円計上し、特別損失として固定資産売却損など11億10百万円計上いたしました。

この結果、税金等調整前当期純利益は155億24百万円（前期比14.0%増）となり、当期純利益は87億9百万円（前期比11.6%増）となりました。

#### セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔情報システム関連事業〕

情報システム関連事業におきましては、売上高は376億83百万円（前期比11.2%増）となりました。

売上高につきましては、システムインテグレーション部門は、XPパソコンの入れ替えや消費税対応に伴うシステムの修正等の特需があり全般的に受注が増加いたしました。また情報機器や家電のネット販売も順調に推移したことなどにより売上高は前期を上回りました。営業利益につきましては、XPパソコンの入れ替えや消費税対応のシステムの修正等の特需があったことなどにより前期と比べて増益となりました。

今後につきましては、引き続きサービスやソフトウェア、インターネット関連などの利益率の高い事業を伸ばしていく方針であります。

#### 〔企業サプライ関連事業〕

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は3,022億28百万円（前期比10.7%増）となりました。

売上高につきましては、建設資材や石油製品の販売数量が増えたことや、半導体販売子会社が他社の半導体事業部門の一部を買収したことなどにより前期

と比べて増収となりました。営業利益につきましては、建設資材や石油製品の販売数量が増えたことや、風力発電事業の全量買取制度がはじまったこと、また Gondola 事業において高層ビルの Gondola の乗せ替え工事が増えたことなどにより前期と比べて増益となりました。

#### 〔生活・地域サービス関連事業〕

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は1,208億75百万円(前期比5.5%増)となりました。

売上高につきましては、カーディーラー事業の売上高は減少いたしました。建設資材や石油製品の販売数量が増加したことなどにより増収となりました。営業利益につきましては、カーディーラー事業は売上高の減少や経費の増加などにより営業利益は減少いたしました。有料老人ホームなど介護事業の収益が改善したことや、ケーブルテレビ関連事業の加入者数が増えたことなどにより増益となりました。

#### セグメント別売上高実績表

部 門	項 目	第96期 (2012/4~2013/3)	第97期 (2013/4~2014/3)	前 期 比 増 減 額	前 期 比 増 減 率
		金 額	金 額		
		百万円	百万円	百万円	%
情報システム関連事業		33,883	37,683	3,800	11.2
企業サプライ関連事業		272,934	302,228	29,294	10.7
生活・地域サービス関連事業		114,528	120,875	6,346	5.5
合 計		421,346	460,787	39,440	9.4

#### (2) 企業集団の資金調達等の状況

##### ① 資金調達

特記すべき事項はありません。

##### ② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は79億5百万円であります。企業サプライ関連事業におきましては、投資金額は29億41百万円で、海外子会社への投資や、半導体事業の買収、Gondola 事業の設備増強などを行いました。生活・地域サービス関連事業におきましては、投資金額は38億86百万円で、ケーブルテレビ事業のセットトップボックスの投資や、介護施

設の新設、生コンクリート製造設備の増強等を行いました。本社におきましては、社員寮の取得など7億2百万円の設備投資を行いました。

### (3) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	期 別	第94期	第95期	第96期	第97期
		2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
売 上 高(百万円)		364,142	403,336	421,346	460,787
経 常 利 益(百万円)		10,397	12,255	13,750	16,538
当 期 純 利 益(百万円)		4,929	6,399	7,806	8,709
1株当たり当期純利益 (円)		178.83	232.37	284.00	319.94
純 資 産(百万円)		68,231	74,767	82,201	91,267
総 資 産(百万円)		147,577	177,576	190,856	188,761

### (4) 企業集団が対処すべき課題

情報システム関連事業におきましては、需要は伸びる業界ではありますが、技術の進歩が早く、同業他社との競争も激しいことから、他社との差別化が図れるサービス・ソフトウェア・インターネット関連などの利益率の高い事業をいかに伸ばしていくかが課題と考えております。

企業サプライ関連事業と生活・地域サービス関連事業におきましては、建設資材や石油製品の需要が今後も減少するなかで、同業他社との競争はますます激しくなり、市況も低迷していくものと予想されます。このような事業環境のなかで勝ち残るためには、業界上位の会社になることや、他社に負けないコスト競争力を強化することが課題と考えております。

人口減少により国内需要はさらに減っていくことが予想されております。会社がさらに発展するために、海外での需要を取り込み海外の売上高を増やしていきます。グローバル化に取り組んでいくことが課題と考えております。

### (5) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
三谷コンピュータ株式会社	112	88	総合情報処理サービス
トッパンエムアンドアイ株式会社	400	60	情報システム機器の販売
株式会社ケイティーエル	450	100	半導体等電子部品の販売
日本ビソー株式会社	175	65	ゴンドラ機械の製造・販売・レンタル
三谷リース株式会社	50	100	リース事業
福井ケーブルテレビ株式会社	600	35	ケーブルテレビ事業
市川菱光株式会社	20	60	生コンクリートの製造
鶴見石油株式会社	45	100	石油類の販売
クリーンガス福井株式会社	10	100	ガスおよび住宅設備機器の販売
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	30	67	風力発電事業

(注) 1. 上記の当社の出資比率には間接所有分は含まれておりません。間接所有しております会社および出資比率は次のとおりであります。

福井ケーブルテレビ株式会社9%

2. 福井ケーブルテレビ株式会社は支配力基準により連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社は93社であり、また持分法適用会社は三谷セキサン株式会社であります。

## (6) 企業集団の主要な事業セグメント

部 門	主 要 な 事 業 内 容
情報システム関連事業	ソフトウェアの開発・販売、ハードウェアの販売、コンサルティングサービス、ネットワーク関連サービス、保守サービス、電子デバイスの開発・製造・販売など
企業サプライ関連事業	半導体の販売、建設資材・石油製品の販売、ゴンドラ機械の製造・販売・レンタル、リース事業、風力発電など
生活・地域サービス 関連事業	ケーブルテレビ事業、インターネット事業、自動車の販売、生コンクリートの製造、ガソリンスタンドの経営、プロパンガスの販売、有料老人ホームの経営など

(7) 企業集団の主要な営業所および工場

当 社	福 井 本 社	福井市豊島一丁目3番1号(三谷ビル)
	東 京 本 社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号(丸の内北口ビルディング2階)
	事 業 部	建材(東京都千代田区)、エネルギー(東京都千代田区)、情報システム(福井市)、情報ソリューション(福井市)
	支 社	北陸(福井市)、東京、関西(大阪市)、中部(名古屋市)、東北(仙台市)
	支店・営業所	福井、嶺南(福井県)、金沢、富山、東京、横浜、小田原、千葉、北関東第一(埼玉県)、北関東第二(群馬県)、茨城、宇都宮、信越(長野県)、新潟、中越(新潟県)、大阪、神戸、京都、福知山、和歌山、田辺、奈良、滋賀、長浜、徳島、四国(香川県)、名古屋、岐阜、東濃(岐阜県)、静岡、浜松、三島、山梨、三重、豊橋、豊田、仙台、盛岡、青森、札幌、福島、白河、広島、福岡、鹿児島
三谷コンピュータ株式会社	本 社	福井県坂井市
トッパンエムアンドアイ株式会社	本 社	東京都品川区
株式会社ケイティーエル	本 社	東京都港区
	海 外	KTL Corporation USA KTL(Singapore)Pte. Ltd. KTL(Shanghai)Corpration KTL Hong Kong Co. Ltd. KTL Semiconductors(Thailand)Co. Ltd.
日本ビソー株式会社	本 社	東京都港区
	工 場	長崎県西彼杵郡
三谷リース株式会社	本 社	福井市
福井ケーブルテレビ株式会社	本 社	福井市
市川菱光株式会社	工 場	千葉県市川市
鶴見石油株式会社	本 社	横浜市
クリーンガス福井株式会社	本 社	福井市
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	本 社	茨城県
株式会社ウィンド・パワー	本 社	茨城県
Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.	本 社	シンガポール
Dama Trading Pte. Ltd.	本 社 工 場	シンガポール

## (8) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,000名 (612名)	109名増 (36名増)

(注) 上記従業員は、正社員であり、契約社員は ( ) 内に外数で記載しております。

## (9) 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	百万円 4,417
株式会社福井銀行	2,077
株式会社三井住友銀行	2,008

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 33,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 31,602,137株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 2,618名      |
| (4) 大株主(上位10位) |             |

株主名	持株数	持株比率
一般財団法人三谷進一育英会	千株 2,249	% 8.17
三谷セキサン株式会社	2,217	8.05
三谷土地ホーム株式会社	1,832	6.65
三親会	1,689	6.13
三谷設備株式会社	1,150	4.17
第一生命保険株式会社	1,104	4.01
東京海上日動火災保険株式会社	1,076	3.90
三谷宏治	946	3.43
三谷聡	798	2.89
三谷滋子	707	2.56

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(4,075千株)を控除して計算しております。  
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 谷 聡		
専務取締役	山 本 良 孝	企画・管理担当	
常務取締役	山 本 克 典	財務担当	
取 締 役	菅 原 実		菅原工芸硝子株式会社代表取締役会長
取 締 役	佐 野 俊 和		コマツサービスエース株式会社代表取締役社長
常勤監査役	藤 井 智 文		
監 査 役	山 崎 幸 雄		福井テレビジョン放送株式会社代表取締役会長
監 査 役	多 田 順 子		

(注) 取締役佐野俊和氏は社外取締役であり、また同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。監査役山崎幸雄氏および多田順子氏は、社外監査役であります。

#### (2) 執行役員

(※は取締役兼務者であります。)

地 位	氏 名	担 当
※社長執行役員	三 谷 聡	
※専務執行役員	山 本 良 孝	企画・管理担当
専務執行役員	北 川 光太郎	情報システム事業部長
専務執行役員	山 岸 憲 一	建材事業部長
常務執行役員	長 谷 俊 和	東京支社長
※常務執行役員	山 本 克 典	財務部長
執 行 役 員	海 津 邦 治	関西支社長
執 行 役 員	前 田 四 郎	嶺南支店長
執 行 役 員	柏 治 男	中部支社長
執 行 役 員	黒 川 利 一	北陸支社長兼福井支店長
執 行 役 員	井 上 一 善	建材営業担当
執 行 役 員	佐 藤 亨	エネルギー事業部長
執 行 役 員	後 淳 也	情報ソリューション事業部長
執 行 役 員	山 崎 貞 人	

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は240百万円（支給人数5名）、監査役の報酬等の総額は18百万円（支給人数3名）であります。（なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。）

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐野俊和氏は、コマツサービスエース株式会社の代表取締役社長であります。コマツサービスエース株式会社と当社の間には建設機械等の仕入取引があります。

社外監査役山崎幸雄氏は、福井テレビジョン放送株式会社の代表取締役会長であります。福井テレビジョン放送株式会社と当社の間には情報機器販売等の取引があります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役佐野俊和氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。

社外監査役山崎幸雄氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち10回に出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外監査役多田順子氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会12回のすべてに出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### ③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度に係る社外役員3名の報酬等の総額は8百万円であります。（なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。）

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および各社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限定としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

太陽A S G有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る報酬等の額 19百万円

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

###### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 19百万円 財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

##### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員および従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。

また、工場においては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととする。

万一不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決

め、各部門の責任者および顧問弁護士等を含む外部アドバイザーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

また、専務以上で構成される経営幹部会を週に1度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

#### (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社において法令違反を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとするともに、是正するものとする。グループ会社の経営管理については、各社の自主性を尊重する一方で、子会社管理規程に従い、当社への決裁や報告を行うこととする。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

#### (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を速やかに報告するものとする。また、前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

#### (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制を整える。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（(3)において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様

が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、既存の勝ち組事業においても絶え間ないコストダウンを図りながら、同業他社に負けないようトップシェアを目指しております。また、既存の地域や市場に固執せず、「開拓者精神」をいかに発揮し、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

新規事業におきましては、茨城県の洋上風力発電施設15基に続き、新たに青森県にて陸上風力発電施設5基が本年10月に稼働予定であります。

また、海外での事業への取組みも進め、昨年10月にビジュアルシステム部門がシンガポールに進出し、昨年12月にはシンガポールにて子会社の設立と同時にプラスチック製品加工販売会社を譲受けております。

基本方針としましては、グループ全体の有形無形の経営資源を分散させず、各事業や各地域にこれらを最適な方法により配分し、無駄のない、コストの低い、効率の良い事業活動を進めてまいります。また、当社は、市場や顧客の変化に迅速に対応し、「お客様第一」をモットーに、お客様に喜ばれるような提案や価格を提供することにより、それぞれの地域や業界においてシェアを高めていきます。このような企業活動により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2001年6月27日開催の当社取締役会において、執行役員制度の導入を決定するとともに、同日の定時株主総会において取締役の人数を15名から11名（現在は5名うち社外取締役1名）に削減し、迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としました。併せて、当社は株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮しております。また、専務以上で構成される経営幹部会を原則として毎週1回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性および機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現していきます。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス体制の充実にも積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2011年5月13日開催の当社取締役会および2011年6月16日開催の当社第94回定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月20日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当したまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との

間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該

新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2011年6月16日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mitani-corp.co.jp/ir/2011051303.pdf>）に掲載する2011年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

#### **(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由**

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本プランも、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2014年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>141,835</b>	<b>流動負債</b>	<b>84,182</b>
現金及び預金	42,615	支払手形及び買掛金	63,756
受取手形及び売掛金	83,034	短期借入金	3,569
リース投資資産	2,096	未払法人税等	3,663
たな卸資産	8,329	賞与引当金	2,056
繰延税金資産	3,047	その他	11,136
その他	6,554	<b>固定負債</b>	<b>13,311</b>
貸倒引当金	△3,842	長期借入金	9,084
<b>固定資産</b>	<b>46,925</b>	退職給付に係る負債	1,526
<b>有形固定資産</b>	<b>33,869</b>	役員退職慰労引当金	950
建物及び構築物	10,207	事業整理損失引当金	171
機械装置及び運搬具	9,136	その他	1,578
工具器具及び備品	2,527	<b>負債合計</b>	<b>97,493</b>
土地	11,426	(純資産の部)	
その他	570	<b>株主資本</b>	<b>81,538</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,347</b>	資本金	5,008
のれん	1,295	資本剰余金	5,636
その他	1,052	利益剰余金	72,968
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,708</b>	<b>自己株式</b>	<b>△2,075</b>
投資有価証券	6,189	その他の包括利益累計額	668
繰延税金資産	459	その他有価証券評価差額金	341
その他	4,187	為替換算調整勘定	5
貸倒引当金	△129	退職給付に係る調整累計額	321
		<b>少数株主持分</b>	<b>9,060</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>91,267</b>
<b>資産合計</b>	<b>188,761</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>188,761</b>

# 連結損益計算書

(自 2013年4月1日  
至 2014年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		460,787
売上原価		419,834
売上総利益		40,952
販売費及び一般管理費		25,492
営業利益		15,460
営業外収益		1,758
受取利息及び配当金	130	
その他	1,627	
営業外費用		681
支払利息	105	
その他	575	
経常利益		16,538
特別利益		96
固定資産売却益	14	
その他	82	
特別損失		1,110
固定資産売却損	704	
その他	405	
税金等調整前当期純利益		15,524
法人税、住民税及び事業税		6,181
法人税等調整額		△138
少数株主損益調整前当期純利益		9,482
少数株主利益		772
当期純利益		8,709

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2013年4月1日  
至 2014年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2013年4月1日残高	百万円 5,008	百万円 5,636	百万円 65,046	百万円 △2,072	百万円 73,618
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△743	—	△743
当期純利益	—	—	8,709	—	8,709
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
連結範囲の変動	—	—	△44	—	△44
その他	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,922	△2	7,919
2014年3月31日残高	5,008	5,636	72,968	△2,075	81,538

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2013年4月1日残高	百万円 199	百万円 —	百万円 —	百万円 199	百万円 8,383	百万円 82,201
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△743
当期純利益	—	—	—	—	—	8,709
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△44
その他	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	142	5	321	469	676	1,146
連結会計年度中の変動額合計	142	5	321	469	676	9,066
2014年3月31日残高	341	5	321	668	9,060	91,267

## 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 93社

主要な連結子会社名：三谷コンピュータ㈱、トッパンエムアンドアイ㈱、㈱ケイティーエル、日本ビソー㈱、三谷リース㈱、福井ケーブルテレビ㈱、市川菱光㈱、鶴見石油㈱、クリーニングガス福井㈱、㈱ウィンド・パワー・いばらぎ、㈱ウィンド・パワー

#### (2) 連結の範囲から除外した理由

非連結子会社38社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社名：三谷セキサン㈱

#### (2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社13社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Mitani Singapore Holdings Pte.LtdとDama Trading Pte.Ltdの決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	3～15年
工具器具及び備品	5～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3

月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。法人税法の繰入限度額を超過した分については有税にて引当しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

当社または連結子会社が行う事業およびそれに関する土地などの資産について、将来負担することが見込まれる損失見込額を計上しております。なお、土地の評価については、固定資産税評価額、収益還元価格または鑑定評価額などをもとにして、見込まれる損失額を有税にて計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は主として1年で費用処理しております。

② 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債並びに収益および費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債および退職給付に係る資産として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債および退職給付に係る資産に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに

従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が8億6百万円、退職給付に係る負債が15億26百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が3億21百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産	定期預金	65百万円
	建物及び構築物	659百万円
	機械装置及び運搬具	2百万円
	土地	652百万円
	投資有価証券	268百万円
	計	1,648百万円
上記担保に対応する債務	支払手形及び買掛金	13,795百万円
	短期借入金	581百万円
	長期借入金	530百万円
	計	14,907百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		34,995百万円
3. 保証債務		

下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記の金額の保証を行っております。

大阪セメント卸協同組合	23百万円
菱光産業(株)	32百万円
計	55百万円
	146百万円

4. 受取手形裏書譲渡高

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行株式数の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	31,602,137株	—	—	31,602,137株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2013年6月13日 定時株主総会	普通株式	385百万円	14.00円	2013年3月31日	2013年6月14日
2013年11月11日 取締役会	普通株式	357百万円	13.00円	2013年9月30日	2013年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発効日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2014年6月13日 定時株主総会	普通株式	467百万円	利益剰余金	17.00円	2014年3月31日	2014年6月16日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、それぞれの事業の投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

外貨預金については、財務部が経営幹部会の承認を得て行っており、実績は取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が常時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	42,615	42,615	—
(2) 受取手形及び売掛金	83,034	83,034	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,649	4,649	—
資産計	130,299	130,299	—
(1) 支払手形及び買掛金	63,756	63,756	—
(2) 短期借入金	3,569	3,569	—
(3) 長期借入金	9,084	9,108	24
負債計	76,410	76,434	24

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、その他有価証券のうち株式は取引所の価格によるものと持分法を適用した場合の持分によっております。

負債(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,540百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
3,106百万円	3,638百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 連結決算日における時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,019円74銭  
2. 1株当たり当期純利益 319円94銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2014年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>110,496</b>	<b>流動負債</b>	<b>66,443</b>
現金及び預金	26,816	支払手形	12,595
受取手形	14,361	買掛金	43,672
売掛金	51,317	短期借入金	413
商品及び製品	1,236	未払法人税等	2,329
繰延税金資産	2,000	賞与引当金	1,082
関係会社短期貸付金	14,885	その他	6,350
その他	4,000	<b>固定負債</b>	<b>4,673</b>
貸倒引当金	△4,122	長期借入金	3,138
<b>固定資産</b>	<b>24,856</b>	役員退職慰労引当金	751
<b>有形固定資産</b>	<b>7,792</b>	事業整理損失引当金	171
建築物	1,411	その他	610
構築物	336	<b>負債合計</b>	<b>71,116</b>
機械及び装置	206	(純資産の部)	
土地	5,450	<b>株主資本</b>	<b>63,968</b>
その他	387	資本金	5,008
<b>無形固定資産</b>	<b>321</b>	資本剰余金	5,636
のれん	61	資本準備金	5,634
借地権	99	その他資本剰余金	1
その他	161	<b>利益剰余金</b>	<b>55,283</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,741</b>	利益準備金	1,252
投資有価証券	1,703	その他利益剰余金	54,031
関係会社株式	9,922	配当積立金	600
関係会社長期貸付金	3,839	研究開発積立金	500
その他	1,351	別途積立金	44,900
貸倒引当金	△74	繰越利益剰余金	8,031
		<b>自己株式</b>	<b>△1,959</b>
		評価・換算差額等	266
		その他有価証券評価差額金	266
<b>資産合計</b>	<b>135,352</b>	<b>純資産合計</b>	<b>64,235</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>135,352</b>

# 損益計算書

(自 2013年4月1日  
至 2014年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		373,928
売上原価		355,948
売上総利益		17,979
販売費及び一般管理費		8,814
営業利益		9,164
営業外収益		1,915
受取利息及び配当金	1,193	
その他	722	
営業外費用		747
支払利息	208	
その他	539	
経常利益		10,332
特別利益		10
関係会社株式売却益	5	
その他	4	
特別損失		40
関係会社株式評価損	19	
その他	20	
税引前当期純利益		10,302
法人税、住民税及び事業税		3,843
法人税等調整額		△79
当期純利益		6,538

# 株主資本等変動計算書

(自 2013年4月1日  
至 2014年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2013年4月1日残高	百万円 5,008	百万円 5,634	百万円 1	百万円 5,636
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2014年3月31日残高	5,008	5,634	1	5,636

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金				
	配 当 積 立 金	研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2013年4月1日残高	百万円 1,252	百万円 600	百万円 500	百万円 39,900	百万円 7,236	百万円 49,488
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	—	—	—	5,000	△5,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△743	△743
当期純利益	—	—	—	—	6,538	6,538
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,000	795	5,795
2014年3月31日残高	1,252	600	500	44,900	8,031	55,283

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2013 年 4 月 1 日 残 高	百万円 △1,957	百万円 58,175	百万円 155	百万円 155	百万円 58,330
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△743	—	—	△743
当 期 純 利 益	—	6,538	—	—	6,538
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1	—	—	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	—	—	111	111	111
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1	5,793	111	111	5,905
2014 年 3 月 31 日 残 高	△1,959	63,968	266	266	64,235

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8～50年
構 築 物	7～45年
機械及び装置	3～15年
そ の 他	5～15年

- (2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。法人税法の繰入限度額を超過した分については有税にて引当しております。

- (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)により翌事業年度から費用処理しております。

- (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 事業整理損失引当金

当社または連結子会社が行う事業およびそれに関する土地などの資産について、将来負担することが見込まれる損失見込額を計上しております。なお、土地の評価については、固定資産税評価額、収益還元価格または鑑定評価額などをもとにして、見込まれる損失額を有税にて計上しております。

5. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産	定期預金	15百万円
	建物	27百万円
	土地	47百万円
	投資有価証券	90百万円
	関係会社株式	178百万円
	計	358百万円

上記担保に対応する債務 買掛金 13,587百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,084百万円

3. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	25,187百万円
長期金銭債権	3,839百万円
短期金銭債務	4,246百万円

4. 保証債務

下記の会社の銀行借入金について保証を行っております。

(株)ウィンド・パワー・いばらき	1,680百万円
さかいケーブルテレビ(株)	570百万円
計	2,250百万円

下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記の金額の保証を行っております。

東京建販(株)	26百万円
中京建販(株)	16百万円
その他(2社)	9百万円
計	52百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引	売上高	83,884百万円
	仕入高	24,398百万円
	営業取引以外の取引高	682百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,074,641株	912株	—	4,075,553株

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金および未払賞与の損金不算入額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ケイティーエル	所有 直接100.0%	兼任2人	資金の貸付 (注1)	3,459	関係会社短期貸付金	5,300
				利息の受取 (注2)	53		
子会社	(株)ウィンド・パワー	所有 直接51.0%	兼任2人	資金の貸付 (注1)	4,434	関係会社短期貸付金	360
				利息の受取 (注2)	111	関係会社長期貸付金	3,839
子会社	(株)ウィンド・パワー・いばらき	所有 直接66.7%	兼任2人	債務保証 (注3)	1,779	—	—
				債務保証料 (注4)	4		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付の取引金額は、期中平均残高を記載しております。

2. 資金の貸付金利につきましては、市場金利等を勘案しております。

3. (株)ウィンド・パワー・いばらきの銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。債務保証の金額は、期中平均残高を記載しております。

4. 債務保証料につきましては、一般市場の債務保証料等を勘案しております。

2. 役員および個人主要株主等

役員の前親者であり、当社相談役であります三谷宏治氏につきましては、当事業年度において49百万円の相談役報酬を支払っております。なお、同氏の当社に対する議決権の所有割合は直接のもののみで3.4%になります。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 三谷宏治氏は、当社の代表取締役を経験しており、長年にわたる経営の経験から経営陣への様々な助言を行う目的から、相談役を委嘱しております。報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し、協議し決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,333円58銭

2. 1株当たり当期純利益 237円54銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2014年5月9日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前川 慎一 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大和田 淳 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三谷商事株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  
監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書(個別) 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2014年5月9日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前川 慎 一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大和田 淳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三谷商事株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書につき検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2014年5月12日

三谷商事株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 智 文 ⑩

社外監査役 山 崎 幸 雄 ⑩

社外監査役 多 田 順 子 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、中長期的な観点から安定的に配当することを基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化に備えて必要な内部留保を確保しながら、業績の状況を総合的に勘案して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、上記方針および諸般の状況を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額 467,951,928円

これにより、中間配当金（1株につき金13円）と合わせまして、年間配当金は1株につき金30円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2014年6月16日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,300</u> 万株とする。	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,600</u> 万株とする。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（5名）の任期が満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みたにあきら 三谷 聡 (1962年8月28日生)	1984年2月 当社取締役 1989年2月 当社専務取締役 1989年11月 当社取締役副社長 1994年12月 三谷セキサン(株)代表取締役社長 1995年1月 当社取締役 1998年6月 当社代表取締役社長（現在）	798,500株
2	やまもと よしたか 山本 良孝 (1947年10月25日生)	1970年4月 当社に入社 1988年12月 Spectron, Inc. 取締役会長 1993年12月 同社取締役会長兼社長兼CEO 1998年6月 当社取締役 1999年6月 当社常務取締役 2002年6月 当社専務取締役、企画・管理担当（現在）	23,901株
3	やまもとかつ のり 山本 克典 (1952年9月13日生)	1975年4月 当社に入社 1995年4月 当社経営企画室長 1997年4月 当社人事部長 1999年4月 当社財務部長 2001年6月 当社執行役員財務部長 2006年6月 当社常務執行役員財務部長 2012年6月 当社常務取締役財務部長、財務担当（現在）	37,870株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	すがはらみのる 菅原 実 (1940年1月17日生)	1965年3月 菅原工芸硝子(株)取締役千葉工場長 1992年6月 当社取締役(現在) 1997年3月 菅原工芸硝子(株)代表取締役社長 2012年10月 菅原工芸硝子(株)代表取締役会長 (現在)  (重要な兼職の状況) 菅原工芸硝子(株) 代表取締役会長	10,000株
5	さのとしかず 佐野 俊和 (1962年6月7日生)	1992年3月 コマツ福井(株)(現コマツサービスエース(株))専務取締役 2001年5月 同社代表取締役社長(現在) 2006年6月 当社取締役(現在)  (重要な兼職の状況) コマツサービスエース(株) 代表取締役社長	0株

- (注) 1. 当社は、菅原工芸硝子(株)およびコマツサービスエース(株)と取引関係があります。
2. 佐野俊和氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 佐野俊和氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としてのこれまでの実績と企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。
4. 佐野俊和氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社は佐野俊和氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める金額であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役山崎幸雄氏の任期が満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>やまざき ゆきお 山崎 幸雄 (1933年8月24日生)</p>	<p>1990年6月 福井テレビジョン放送㈱常務取締役 1993年6月 同社専務取締役 1995年6月 同社代表取締役専務 1999年6月 同社代表取締役社長 2005年6月 同社代表取締役会長（現在） 2006年6月 当社監査役（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 福井テレビジョン放送㈱ 代表取締役会長</p>	<p>2,000株</p>

- (注) 1. 当社は、福井テレビジョン放送㈱と取引関係があります。
2. 山崎幸雄氏は社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待することから、当社の社外監査役に適任と判断したためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。
3. 当社は山崎幸雄氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める金額であります。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2011年5月13日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年6月16日開催の当社第94回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとされております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2014年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの内容を一部改定した上、継続すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。つきましては、当社定款第42条第1項の定めに基づき、本更新につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本議案によるご承認の決議は、下記II2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく、当社定款第43条第1項の決議でもあります。

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上

させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かについて、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいて判断できるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要かつ十分な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（詳細につきましては、II 2. (6) イ. ①ないし⑥をご参照ください。）を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本更新の必要性について

I において述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要な情報や時間を確保した上で、当社取締役会から株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

### 2. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

##### イ. 本プランの趣旨

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上さ

せることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間（III 2.（4）において定義されます。）が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくように要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、③対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、当社取締役会の決議に先立ち独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、当社取締役会が諮問する、対抗措置としての新株予約権無償割当ての具体的内容につきましてはII 2.（9）をご参照ください。

## (2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当しまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する大量買付者の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する大量買付者の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得<sup>7</sup>
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為<sup>8</sup>

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本書面において別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本書面において同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大量買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本書面において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、大量買付者の特別関係者とみなします。以下本書面において同じとします。
  - 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
  - 8 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

### (3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含む書面（大量買付者の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、大量買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大量買付行為の概要を明示して頂きます。

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（大量買付者が当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報のリストを含みます。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③ 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株式の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ④ 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ⑤ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を

含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑥ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、本プランに定める手続きの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者の回答に期限を設定する場合があります。

当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、直ちにその旨を開示いたします。

#### (4) 取締役会による意見、代替案等の提示

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大量買付行為の場合)の当社取締役会による検討期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定します。大量買付行為は、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会において対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議が行われた後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

#### **（５）独立委員会による評価、検討**

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

#### **（６）独立委員会の勧告手続**

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### **イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合**

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権無償割当ての不実施を勧告します。

但し、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したと

きは、独立委員会は、対抗措置である新株予約権無償割当ての実施を勧告し、または対抗措置である新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきであると勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次の a. ないし d. までの掲げる行為等により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
  - a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大量買付行為が以上の類型に該当すると認められる場合には、当該大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かにつき、独立委員会の勧告を経たうえで株主総会において株主の皆様のご意思を確認することが

できるものとします。

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施させるべきでないことが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

**(7) 当社取締役会による決議および株主総会の開催**

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を行うものとします。当該新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、または株主総会の開催および基準日を定める決議がなされた場合には、取締役会評価期間は、取締役会評価期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から新株予約権無償割当ての実施の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合には、株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てを実施するか否かについてお諮りすることとします。

当該株主総会の招集に際しては、当社取締役会は、大量買付者およびそのグループが提供した本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付いたします。

**(8) 新株予約権無償割当ての中止等について**

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと当社取締役会または独立委員会が判断した場合、③その他新株予約権無償割当てを実施すべき旨の独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社

は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

上記②の場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

### (9) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当てとします。大量買付行為に対する対抗措置として実施する新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

#### ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が前記イ. の割当ての基準日として定めた日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。

#### ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会または株主総会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 大量買付者または大量買付者のグループに属する者。
- ② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり

所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チに従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。

- ③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

#### ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会または株主総会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会または株主総会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

#### チ. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
  - (A) 大量買付者または大量買付者のグループに属する者
  - (B) 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- ③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項(B)に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④ ①ないし③のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、

新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

### 3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

#### (1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本更新時点においては、対抗措置としての新株予約権無償割当ては実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することがあります。この場合、当社取締役会決議または株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての割当日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。新株予約権無償割当ての仕組上、当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、本プランに違反した大量買付者および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者については、法的権利または経済的権利において損失を被る場合があります。

当社取締役会または株主総会が対抗措置として新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

当社取締役会または株主総会において、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の株主名簿に記録された株主の皆様は、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象の株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての割当日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容を

ご確認ください。

#### 4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 5. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2014年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、選任の際の当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

- ・ 独立委員会は、当社取締役会による諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 対抗措置の発動または不発動（対抗措置を発動するか否かについての株主総会への付議の実施を含む。）
- ② 対抗措置の中止またはそれらに類する事項
- ③ 取締役会評価期間の延長
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
- ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
- ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤ 取締役会評価期間の延長の決定

⑥ 本プランの修正または変更の承認

⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項

・ 独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。

・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。

・ 独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

### 独立委員会委員の略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐野俊和（さの としかず）

【略 歴】

昭和37年 6月生  
 昭和61年 4月 株式会社小松製作所入社  
 平成 4年 3月 コマツ福井株式会社  
 （現コマツサービスエース株式会社）専務取締役  
 平成13年 5月 同社代表取締役社長（現在）  
 平成18年 6月 当社取締役（現在）

佐野俊和氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。同氏が代表取締役社長を務めるコマツサービスエース株式会社と当社とは取引関係がありますが、当該取引は不定期かつ僅少であります。

山崎幸雄（やまざき ゆきお）

【略 歴】

昭和 8年 8月生  
 昭和44年 7月 福井テレビジョン放送株式会社入社  
 昭和60年 6月 同社取締役報道制作局長  
 平成 2年 6月 同社常務取締役  
 平成 5年 6月 同社専務取締役  
 平成 7年 6月 同社代表取締役専務  
 平成11年 6月 同社代表取締役社長  
 平成17年 6月 同社代表取締役会長（現在）  
 平成18年 6月 当社監査役（現在）

山崎幸雄氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。同氏が代表取締役会長を務める福井テレビジョン放送株式会社と当社とは取引関係がありますが、当該取引は僅少であります。

勝木重三（かつき しげぞう）

【略 歴】

昭和13年 9月生

昭和36年 4月 株式会社福井銀行入行  
昭和42年 6月 公認会計士登録  
昭和48年 2月 勝木公認会計士事務所開設、所長（現在）  
昭和54年 6月 永昌監査法人代表社員  
平成13年12月 株式会社石川銀行金融整理管財人  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

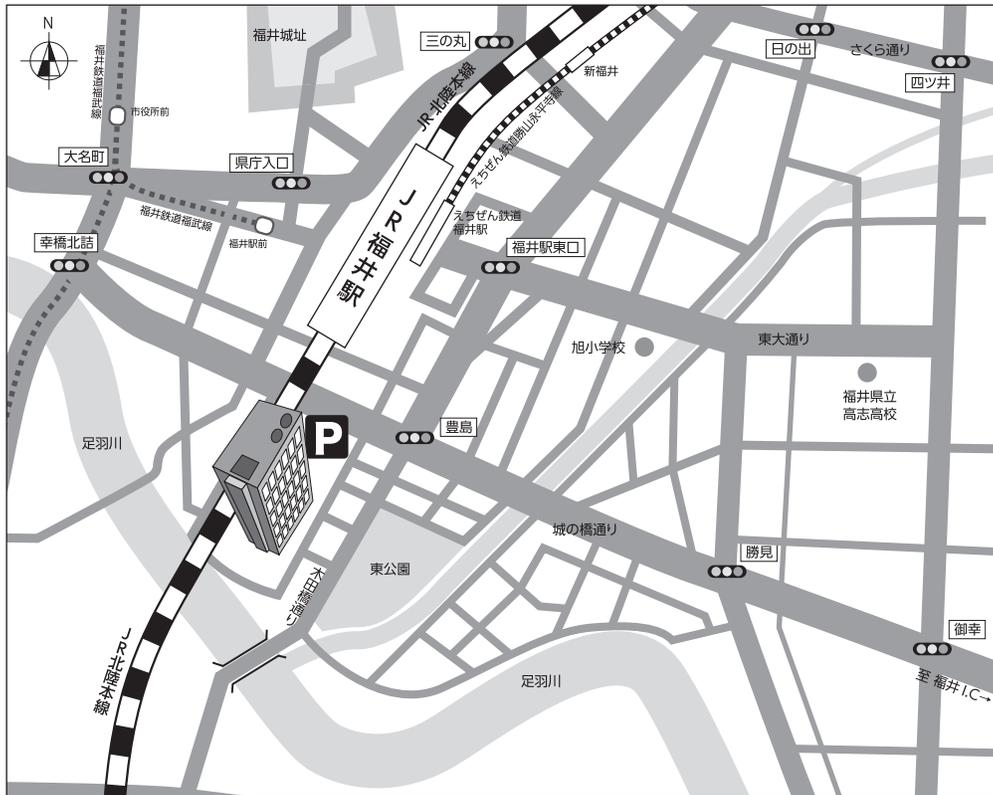


## 株主総会会場 ご案内図

福井本社 / 〒910-8510 福井県福井市豊島1-3-1 (三谷ビル) TEL.(0776)20-3111(代)

### 【交通のご案内】

- 北陸自動車道 福井インターより車で15分
- JR 福井駅より徒歩10分



三谷商事株式会社

<http://www.mitani-corp.co.jp/>



**MITANI CORPORATION**